

られている者は、次項から第7項までの規定による場合又は別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表の新欄に掲げる部（局）課（総室・室）に勤務を命ぜられたものとする。

旧		新	
部（局）	課（総室・室）	部（局）	課（総室・室）
総合調整局	政策調整課	総合政策局	政策調整課
	秘書課		秘書課
	広報課		広報課
	危機管理室	総務部	危機管理室
企画振興部	地域政策課	地域振興部	地域政策課
	企画課	総合政策局	企画課
	川辺川ダム総合対策課	地域振興部	川辺川ダム総合対策課
	情報企画課		情報企画課
	文化企画課		文化企画課
	国際課		国際課
	交通対策総室		交通対策総室
	土地資源対策課		土地資源対策課
	統計調査課		統計調査課

3 この訓令の施行の際現に企画振興部川辺川ダム総合対策課に兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、地域振興部川辺川ダム総合対策課に兼務を命ぜられたものとする。

4 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる職又は職務を命ぜられている者は、次項の規定による場合又は別に辞令の発せられる場合のほか、それぞれ同表の新欄に掲げる職又は職務を命ぜられたものとする。

旧		新	
部（局）	職又は職務	部（局）	職又は職務
総合調整局	政策調整課長	総合政策局	政策調整課長
	秘書課長		秘書課長
	広報課長		広報課長
	政策調整審議員		政策調整審議員
	政策審議員		政策審議員
	総務審議員		総務審議員
	政策調整課課長補佐兼務		政策調整課課長補佐兼務
	秘書課課長補佐兼務		秘書課課長補佐兼務
企画振興部	地域政策課長	地域振興部	地域政策課長
	川辺川ダム総合対策課長		川辺川ダム総合対策課長
	情報企画課長		情報企画課長
	文化企画課長		文化企画課長
	国際課長		国際課長
	交通対策総室長		交通対策総室長
	土地資源対策課長		土地資源対策課長
	統計調査課長		統計調査課長
	交通対策総室次長		交通対策総室次長
	政策調整審議員		政策調整審議員
	政策審議員		政策審議員
	情報企画監		情報企画監
	地域政策課課長補佐兼務		地域政策課課長補佐兼務
	企画課課長補佐兼務	総合政策局	企画課課長補佐兼務
	川辺川ダム総合対策課課長補佐兼務	地域振興部	川辺川ダム総合対策課課長補佐兼務
	文化企画課課長補佐兼務		文化企画課課長補佐兼務
交通対策総室課長補佐兼務	交通対策総室課長補佐兼務		